

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月頃から 51 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 11 月頃から A 社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格取得日が 51 年 7 月 1 日になっているのは間違いだと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の社会保険事務担当者は、「当時は、長い人では 1 年間ぐらいの試用期間があった。」と述べている上、申立期間当時の役員及び複数の同僚も、「当時は、試用期間があった。」と述べており、オンライン記録により確認できる複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、これらの同僚が記憶する自らの入社日と一致していないことから、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A 社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、資格取得年月日は昭和 51 年 7 月 1 日と記載されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月頃から33年5月頃まで

私は、自営業を営んでおり、閑散期にはA地区にあったB社C出張所に勤務した。長男が生まれた時期であり、確かに同社同出張所に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶から、申立人が、申立期間当時、B社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の承継事業所であるD社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、季節的雇用の従業員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べており、B社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に閑散期にのみ勤務したとする同僚についても、同社同出張所における申立期間の被保険者記録は確認できない上、当該同僚からは申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

また、申立人がB社C出張所に一緒に勤務したとする親方についても、同社同出張所における被保険者記録は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 17 年秋頃に A 社 B 支店に事務系の C 職種として入社した。私の所持している厚生年金保険被保険者証では、資格取得日が 19 年 6 月 1 日となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者証及び複数の同僚の記憶等により、申立人は、申立期間において、同社同支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、労働者年金保険法では、被保険者資格は、常時 10 人以上の従業員を使用する工業、鉱業、運輸業等の事業所に使用される男子筋肉労働者に限定されており、同法が厚生年金保険法に改正され、事務職員を被保険者としたのは、昭和 19 年 10 月 1 日であり、申立期間は法実施準備期間であることから、厚生年金保険料の徴収は行われていなかった。

なお、当時の健康保険法では、職員が「甲」、労働者が「乙」と区分されていたところ、移転後の A 社に係る昭和 20 年 3 月 31 日以降の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は「甲」と記載されている。

また、申立人は自ら事務系の C 職種であったと述べており、前述の同僚は、「私は申立人と同じ D 課に勤務していた。」と述べているところ、当該同僚を含め、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の前後に氏名が記載されている者は、申立人と同様に「甲」と記載されており、オンライン記録によれば、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の承継事業所であるE社は、「当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、関係書類が残っておらず、当時の状況は不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。